

令和3年9月3日
航空局

株式会社ソラシドエアに対する嚴重注意について

株式会社ソラシドエアにおいて、以下の通り客室乗務員に不適切な行為が認められましたので、国土交通省航空局は本日付で同社に対して別添の通り嚴重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和3年9月17日までに報告するよう指示しましたのでお知らせします。

（事案の概要）

【事案1】令和2年10月26日、SNJ70便（那覇発一名古屋行）において、前任客室乗務員が乗務前のアルコール検査時に、自身の代わりに別の客室乗務員に検査を実施させる不正を行った。

【事案2】令和3年3月25日、SNJ84便（那覇発一鹿児島行）において、前任客室乗務員（事案1と同一者）は、ある客室乗務員（事案1と同一者）の乗務前のアルコール検査時に、別の客室乗務員に検査を実施させる不正を行わせた。当該便に乗務した客室乗務員3名は、飛行勤務開始7時間前まで飲酒していた。

上記の事案は、何れも航空法第104条第1項に基づき認可した運航規程に違反するものです。国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

以上

（添付資料）

添付資料：株式会社ソラシドエアに対する嚴重注意の文書

《 問い合わせ先 》

航空局安全部航空事業安全室

TEL:03-5253-8111

小林（内線:50143）松田（内線:50163）

FAX:03-5253-1661